

# 質問に関する回答書

令和2年 9月10日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島ロボットテストフィールド所長

案件名	第2回海のアバターの社会実装を進める会に係る業務委託
(質問事項)	
①新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて 仕様書(4)シに記載の「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」とは、「福島ロボットテストフィールドにおける新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」(令和2年7月10日一部変更)を指しますでしょうか。	
②開催日について 機材や展示品の搬入に時間を要する場合、12月3日(木)から設営を開始することは可能でしょうか。	
(回答事項)	
①新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて その通りです。 なお、「福島ロボットテストフィールドにおける新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」は随時更新されており、直近では令和2年9月1日に更新されています。 イベント実施時における最新の「福島ロボットテストフィールドにおける新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に準拠して、本業務をご実施いただきます。	
②開催日について 可能です。 その場合、12月3日(木)に搬入のための使用を希望する施設を使用承認申請していただきます。 なお、準備としての使用に該当する場合、その使用料を70%に減額します。	

以上